

陸上自衛隊高等工科学校の生徒の勤務時間及び休暇の細部取扱いに関する達

平成 22 年 3 月 30 日
陸上自衛隊達第 24-17 号

改正 平成 22 年 6 月 30 日達第 122-245 号 平成 24 年 8 月 29 日達第 24-17-1 号

陸上自衛隊高等工科学校の生徒の勤務時間及び休暇に関する訓令（平成 21 年陸上自衛隊訓令第 33 号）第 10 条の規定に基づき、陸上自衛隊高等工科学校の生徒の休暇の細部取扱いに関する達を次のように定める。

陸上幕僚長 陸将 火箱 芳文

陸上自衛隊高等工科学校の生徒の勤務時間及び休暇の細部取扱いに関する達

（目的）

第 1 条 この達は、陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。）の休暇の承認及び手続に関し必要な細部事項を定めることを目的とする。

（特別休暇）

第 2 条 陸上自衛隊高等工科学校の生徒の勤務時間及び休暇に関する訓令（平成 21 年陸上自衛隊訓令第 33 号）第 8 条第 1 項第 7 号に規定する「その他陸上幕僚長が特に必要と認められる場合」とは次の各号に定める場合とする。

- (1) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合
- (2) 父、母又は兄弟姉妹等の結婚式で父母等の要請がある場合
- (3) 父母、兄弟姉妹等の生命の安否に係る手術の立会及び祖父母、兄弟姉妹、伯叔父母等の危篤等の場合で父母等の要請がある場合
- (4) 生徒の進退について、父母等と相談する必要がある場合
- (5) 自衛隊法施行規則（昭和 29 年総理府令第 40 号）第 49 条第 1 項第

2の3号、第3号、第8号、第9号、第9の2、第9の3、第12の2、第14号及び第15号に掲げる場合で校長が必要と認める場合
(休暇の承認及び手続)

第3条 生徒の休暇の請求及び整理等は、自衛官の例によるものとする。

附 則

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この達は、平成24年9月1日から施行する。